

G7デジタル・技術大臣会合に合わせて開催します

「デジタル技術展」の来場者を募集中

■期日=4月28日(金)~30日(日) ■会場=Gメッセ群馬

デジタル庁と総務省、経済産業省は、Gメッセ群馬で開催する「G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合」と並行して開催する「デジタル技術展」の来場者を募集しています。日本有数の技術力を持つ、約100の企業や団体などが出展。モビリティや通信、ロボット、映像など最先端の科学技術が披露されます。入場には、申し込みが必要です。同会合のホームページで注意事項をよく確認してから申し込んでください。出展する企業や団体などについては、ホームページを確認してください。

●入場料=無料 ●申し込み=同会合のホームページに入力して送信 ●その他=Gメッセ群馬の駐車場は使えません。公共交通機関などをご利用ください

G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合のホームページ▶



G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合とは

5月の「G7広島サミット」に合わせて開催される関係閣僚会合です。主要7か国とEUの首脳が参加するG7サミットでは、全国14の都市で、各分野の国際課題を議論する閣僚会合が行われます。本県で開催されるデジタル・技術大臣会合では、5Gを始めとする強靱で質の高いネットワークインフラの整備や、自由で開かれたインターネットの維持・推進、公平性・透明性を備えたAIの整備などについて意見が交わされます。

伝統芸能の備品購入・修繕や活動に補助します

伝統ある文化や祭りを後世に伝え、発展させていくために

市は、伝統芸能に使う用具などの修繕や購入の費用、市外での活動に必要な経費の一部を助成します。

いずれも、対象は伝統芸能活動を行っている町内会や地域住民で組織する団体です。企業や学校の団体、サークル活動のグループは対象になりません。

申請に必要な書類など詳しくは、文化課(☎027-321-1203)へ問い合わせてください。市ホームページでも確認できます。

伝統芸能の備品購入や修繕の助成

●対象=山車やみこし、獅子頭、太鼓、笛など古くから地域に根差した伝統芸能の備品や山車蔵などで、来年3月末までに修繕か購入、建築が見込まれるもの ●補助金額=対象経費の3分の2以内(上限100万円) ●申し込み=5月15



日(月)までに、市役所7階文化課か各支所地域振興課にある申請書に必要書類を添えて、同課へ

伝統芸能の市外での活動を助成

助成の対象となる費用は、市内に在住で、衣装などを身に付けて直接活動する人の旅費と宿泊費です。ガソリン代や用具だけの運搬にかかる費用は対象になりません。

申請する場合は、活動を実施する前に文化課に相談してください。謝礼や報酬を受けていたり、他の補助制度を利用していたりする活動は対象外です。申請が予算額に達した場合は、受け付けできないことがあります。

●対象=次の①~③の全てに当てはまる活動①市外で行われる伝統芸能②本市の文化や歴史などを全国に発信することができる③来年3月末までに活動が完了する ●補助金額=対象経費の2分の1以内(上限20万円)

住宅などの耐震化にかかる費用を助成します

地震から命を守るために

地震はいつ発生するか分かりません。揺れの大きい地震では、屋根瓦の落下やブロック塀の倒壊などが起こり、死傷者が出たり、避難や救助の妨げになっていたりしています。

今回号では、住宅などの耐震化を進めるための助成制度などについてお知らせします。

問い合わせは、建築指導課(☎027-321-1271)へ。



倒壊した塀が避難や救助の妨げになることも

耐震化を進める助成制度を活用してください

市は、もしもの時に備え、住宅などの耐震化を進めるために、7種類の助成を行っています。制度によって、対象要件や提出書類、申請方法などが異なります。また、診断技術者が耐震を診断する木造住宅耐震診断

技術者派遣事業※1も行っています。必ず事前に相談してください。

申請の受付期間は、5月15日(月)~12月15日(金)です。予算額に達した時は、助成を終了します。

制度の種類	助成の内容	上限額
制度1 木造住宅耐震診断	住宅※2の耐震診断にかかる費用の2分の1を助成※1	5万円
制度2 木造住宅補強設計	住宅※2の耐震化のための補強設計※3にかかる費用の2分の1を助成※1	10万円
制度3 木造住宅耐震改修	住宅※2の補強設計に基づく耐震改修工事にかかる費用(工事監理費を含む)の5分の4を助成※1	140万円
制度4 住宅の屋根の耐震改修	住宅※2の瓦屋根の全てを、耐震化のために葺き替える工事にかかる費用の2分の1を助成	100万円
制度5 塀の除去・改修	道路沿いに設けられた塀(高さ0.8m以上・延長5m以上)の除去工事と新たに塀を造る工事にかかる費用の2分の1を助成。除去工事は一律2万円※4	20~50万円※5
制度6 広告塔の除去・改修	高さが4mを超える自家広告物のための広告塔の除去工事と、新たに広告塔を造る工事にかかる費用の2分の1を助成。除去工事は一律5万円	50万円
制度7 住宅の擁壁の改修	住宅※2にかかる道路沿いの高さが2mを超える擁壁を除去し新たに造る工事にかかる費用の2分の1を助成	100万円

※1 昭和56年5月31日以前の住宅が対象 ※2 居住部分の床面積が2分の1以上の住宅(併用を含む) ※3 建築物の構造の強さを示す指標「上部構造評点」が1.0未満の建物を1.0以上にするための補強設計。数字が大きいほど地震に強く、1.0以上は「一応倒壊しない」とされる建物 ※4 道路路面から0.6m以下の高さの一部除却する工事も対象 ※5 築造長さは除去前の塀の長さが上限。上限額は築造長さによって異なる

ブロック塀や石の塀の点検を行ってください

倒壊による被害を防ぐため、家の周囲などのブロック塀や石の塀について、次のポイントを参考に自己点検を行いましょう。また、塀の中の鉄筋の有無や改修などについては、塀を造った施工業者に相談してくだ

さい。道路沿いに設けられた塀の除去や改修が必要な時は、上表の助成制度5を利用できる場合があります。対象要件を確認の上、ぜひ活用してください。

- 高さが地面から2.2m以下か(石の塀の場合は、1.2m以下か)
- 傾き、ひび割れ、ぐらつきがないか
- 高さが1.2mを超える場合、長さ3.4m以下ごとに支えとなる壁があり、その長さが塀の高さの5分の1以上か(石の塀の場合は、長さ4.0m以下ごとに支えとなる壁があり、その長さが塀の厚さの1.5倍以上か)
- 塀の厚さが10cm以上(塀の高さが2mを超える場合は15cm以上)あるか(石の塀の場合は、塀の厚さが塀の高さの10分の1以上か)
- 土の中にコンクリートの基礎があるか